

堺市監査委員公表第31号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年8月7日

堺市監査委員	札場泰司
同	大林健二
同	原繭子
同	澤由美

監査結果に基づく措置通知書

監 査 の 種 類	公の施設の指定管理者監査 (堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園)	
監 査 実 施 期 間	令和 7 年 11 月 1 日～令和 8 年 3 月 30 日	
措置を講じた部局等	文化観光局 文化国際部 文化課 指定管理者：フェニーチェ堺共同事業体	
指 摘 事 項 等	措置内容	所管部課等
3 事業報告書等について (1) 基本協定書において、指定管理者は、事業報告書に収支状況を記載することとされているが、以下の誤りがあった。 ア 株式会社スタービーイングが担当する「ホール（駐車場を除く）の運営に関する業務」における人件費、租税公課に利益相当額が含まれているなど、計上誤りがあった。 イ 大成有楽不動産株式会社が担当する「施設の維持管理に関する業務」の管理費において、委託料の決算額を予算額と同額で計上し、さらに委託料以外の費用を消耗什器備品費として一括計上していたため、実態を示すものではなく、それらの経費に一般管理費・利益相当額が含まれているなど、計上誤りがあった。	「ホール（駐車場を除く）の運営に関する業務」における計上誤りについては、勘定科目に関する理解が十分でなかったことに加え、共同事業体において認識が統一されていなかったことが原因です。 また、「施設の維持管理に関する業務」の委託料等が実態を示すものとなっていなかったことについては、構成団体において、指定管理業務の一部を請け負っているという認識が強く、指定管理者として作成が必要である詳細な収支決算を報告する意識が希薄であったことが原因です。 御指摘を受け、収支報告書を修正し、令和 8 年 1 月 23 日に市に提出しました。 今後は、指定管理業務の実態に即し、適切な勘定科目で収支決算を詳細に報告するよ	指定管理者

[経費計上ルールの明確化及び納付金の適正算定について（意見）] 当該指定管理は、基本協定書において、収入の実績額が経費の実績額を上回った場合、上回った額（収支差額）の 5 割を納付金として市に納付することとされている。このため、収支差額及び納付金を正確に算出するためにも、各経費（直接経費）には実際に要した経費のみを計上し利益相当額等を計上しないことや、一般管理費（間接経費）については上限又は算定基準を設けるなど、経費計上のルールを明確にしておく必要がある。 しかし、これらの経費計上のルールが明確ではなかったこともあ	う、各団体間での認識を改め、構成団体においても経理業務に関する知識の習得を進めます。また、構成団体も含めて、指定管理者としての意識を十分に持った上で、詳細かつ適正な収支決算を報告します。 御指摘を受け、指定管理業務の実態に即し、適切な勘定科目で詳細に報告するよう指定管理者に指導し、令和 8 年 1 月 23 日に再度提出を受けました。 今後は、予算額と決算額が類似している場合、又は著しく乖離している場合は適切に計上されているか収支内容を確認し、適正な収支の把握に努めます。 今回の調査、指導を受け、改めて決算額を算出した結果、当初は赤字と報告していた収支が黒字となりました。このことについては、代表団体として正しい決算を提出できていなかったことを痛感しており、今後、このようなことがないように、共同事業体の中で経費計上のルールを整え、令和 8 年 5 月 1 日付けで市へ会計基準を提出しました。今後は共同事業体における会計基準をもとに決算業務を執行します。改めて、代表団体、構成団	文化課 指定管理者
---	---	-------------------------

り、前記(1)のように、各経費に一般管理費・利益相当額等を含めて計上される状況となっていた。 今回の調査を受け、指定管理者が実態を反映した決算額に修正した結果、当初は赤字（▲270万7,761円）として報告していた当該年度の収支が黒字(59万2,752円)となり、納付金（29万6,376円）を市に納付することとなった。 以上のことから、市及び指定管理者において、経費計上のルールを明確化することを検討されたい。 また、納付金の適正な算定はもとより、今後の指定管理料の妥当性を検証するためにも、市は、実態を反映した収支報告書等の作成を徹底するよう、指定管理者に指導されたい。 4 管理運営について (1) 基本協定書において、指定管理者は、本指定管理業務を行うに当たり作成又は取得した文書につい	体共に指定管理業務における共同事業体の合算決算等の経費計上に関する正しい認識を持つと同時に、意識を変革して業務を遂行し、信頼回復に努めます。 実態を反映した収支報告書を再提出するように指導した結果、当初は赤字として報告を受けていた収支が黒字となり、納付金を市に納付する事態となったことについて、所管課としても大変重く受け止めています。指定管理者に対しては、令和8年3月31日を納期限として納付金の請求を行い、令和8年3月23日付けで領収しました。 今後の収支決算については、令和8年5月1日付けで提出を受けた共同事業体における会計基準に即した収支報告書の作成を指導し、所管課としても、代表団体分のみならず各構成団体分の年度の収支報告について個別にその内容を確認するほか、定期報告の際には提出書類の確認に加えて各構成団体別の収支に関するヒアリングを適宜行うなど、実態の把握に努めることで、再発防止を図ります。 契約書の発送及び受領に関する記録の作成・管理ができていなかったため、委託先か	文化課 指定管理者
---	--	-------------------------

て、目録を作成の上、当該文書を適正に管理するものとし、市が指示する期間、当該文書を保存しなければならないとされている。 しかし、指定管理者は、第三者に委託していた昇降機保守点検業務の委託契約書を紛失していた。	ら契約書を受領し、押印した書類を返送するまでの間に紛失したものです。 御指摘を受け、委託先と協議の上、契約書を再作成しました。 今後は、受領台帳を作成し、書類の受発信日時や担当者を記録するなど、内部処理時の確認フローを強化することで再発防止に努めます。 御指摘を受け、当該契約書を紛失した経緯の調査及び再発防止策を講じるよう指定管理者に指導しました。また、契約書のみならず、本業務を行うに当たり、作成又は取得した文書を適切に管理するよう指導しました。	
(2) 基本協定書において、指定管理者は、あらかじめ市に第三者への一部業務委託承認申請書により申請し、市の承認を得た場合に限り、業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせることができるとされている。 しかし、公演企画制作業務、デザイン制作業務、映像制作業務など多数の業務について、一部業務委託の承認申請を行うことなく、第三者に委託していた。	基本協定書に添付されている「施設・設備保守管理及び日常警備等業務一覧」を基準として判断していたため、第三者への一部業務委託承認申請書による申請が必要な業務に該当するとの認識が不足していました。 御指摘を受け、第三者への一部業務委託承認申請書による申請が漏れていた委託業務については、令和8年3月6日に第三者への一部業務委託承認申請書を市に提出しました。 再発防止策として、第三者に業務を委託する場合には、	文化課 指定管理者

	一部業務委託の承認申請の対象となることを全職員に共有します。その上で、委託契約の起案に当たっては、当該業務が一部業務委託の承認を得ていることを前提条件とし、起案文書に承認の有無を記載する欄を設けます。併せて、代表団体の起案部署及び総務課（経理担当）が確認するフローを導入し、申請漏れや手続誤りを防止します。 一部業務委託の承認申請を行うことなく第三者に業務を委託していた原因は、指定管理者に対して業務委託に関する認識の共有及び理解状況の確認が十分でなかったことによるものです。 御指摘を受け、第三者への一部業務委託承認申請書による申請が漏れていた委託業務について、申請書を提出するよう指定管理者に指示を行い、令和8年3月6日に第三者への一部業務委託承認申請書を受領し、令和8年3月30日に承認しました。 今後は、第三者への一部業務委託承認申請書による申請が必要な業務について認識を再度共有し、対象業務が発生する場合は、その都度、事前に申請・承認手続を行えるよう適宜状況確認する等して適切に指導します。なお、今後、広範囲にわたる事前申請・承認	文化課
--	--	-----

(3) 市の備品であったプロジェクター用スクリーンについて、市は、平成 27 年 3 月 23 日に財務会計システム上で廃棄手続を完了していたが、令和 7 年 11 月 4 日に実施した実地調査において、備品票が貼付された状態で指定管理施設において利用されていた。	手続を行うに当たり申請漏れを防止する策として、対象の範囲や手続の運用の整理について行政総務課とも適宜協議し、適正な管理の徹底につながるよう取り組みます。 備品の所在確認時に市から提供を受けているリストに基づき照合作業を行っており、リストに記載された備品についてはリストと現物を照合できていましたが、当該備品についてはリストから漏れており、リストと照合できていなかったことが原因です。 今後は、リストに基づく照合に加え、現物に基づく照合も行い、リストに不足がないか確認することで、適正な管理に努めます。 当該備品は、市民会館の建替えに伴う備品の一括処分の際、市の財務会計システム上で誤って処分対象に含めたことが原因と考えられます。 御指摘を受け、令和 8 年 2 月 6 日付けで再度市の備品として登録し、令和 8 年 2 月 16 日付けで指定管理者へ備品等（Ⅰ種）のリストを提供しています。 今後、備品の処分時は市の財務会計システムの登録内容と現物を突合し、双方に不足がないか確認を行った上で廃棄することを徹底すること	指定管理者 文化課
---	--	-------------------------

	で、再発防止に努めます。	
--	--------------	--